

日本の社会病理現象(その2)

水 島 恵 一

Social pathological phenomena in Japan

— continued —

Keiichi Mizushima

本論は、前号掲載の「日本の社会病理—史的概観—」に続いて戦後の社会病理現象のうち、高度成長期までをやや詳しく展開するものである。前号最後に、戦後について、①戦後混乱期（昭和20年代）、②戦後復興期（昭和30年代）、③高度成長期（昭和40～47年）、④低成長期（主として昭和50年代）、に分けたが、その分類に大まかに従いながらも、たとえば戦後第2の山場を迎える少年非行については30年代から高度成長期までを一括してとらえるという方法をとることにした。なお根拠となる諸統計は紙数の関係で非行罪種別、薬物関係その他若干のもの以外は次号ないし人間科学研究にゆずることとした。（なお本論を含め全体は、大日本図書人間性心理学大系第8巻に収録予定）。

〔戦後の概況〕

戦後の混乱、食糧難、既成秩序の崩壊等々はこのこにあらためて述べるまでもない。家を失ない、職を失なった者は街にあふれ、人々は買ひだしその他に、その日の生きる手段を求めて混乱をきわめた。浮浪児問題1つをとってみても混乱は歴然としている。

昭和20年末から21年初めにかけて、精神厚生会の行なった一勢調査（樋口1953）では東京の浮浪者205名のうち18才未満のものが全体の3分の1以上を占め、女子も相当数を占めている。（主として、戦災孤児）彼らはとくに上野、浅草その他の繁華街にたむろし、上野駅の地下道などはかなり長期間浮浪児が寝泊りしていたことは周知のことである。（乞食、新聞売り、靴磨きなど多かった。）

戦後、全般的に犯罪が急増したことは周知のことであるが、とくに窃盗、強盗などの直接、間接に貧困に結びついた犯罪が顕著であった。集団の窃盗・強盗も多く、闇市などを中心としたモラルの乱れは改めて述べるまでもない。鉄屑拾いなどは後述のヤクザや職業的犯罪者の収入源でもあったが、しかしごく普通の少年労働者や人夫などが、道端の鉄屑を集めているうちに出来心で、所有主のある鉄屑の山に手をつけることなどはざらであった。

一方競輪やその他のギャンブルは昭和21年から急増し昭和25年には競輪延人口約2000万人のピークを迎えている。また新興宗教もかなり世を騒がせ、たとえば昭和23年に「踊る

宗教」が、横網二葉山や困碁の呉清源などを
含めて街頭にくりだして話題をまいたことな
どがあげられる。

なお戦後の状況を反映して仮小屋生活など
も当時は一種の病理現象として（より時代普
遍的なスラムやドヤ街などともに）問題され
ていた。（磯村英一 1954）このほか水上生
活、日雇い労働、輪タク、質屋、内職なども
磯村によってとりあげられているが、日雇い
労働や内職は広義の社会病理の問題としては、
他の時代にも重視されてよいものである。以
上は主として終戦直後の状況であるがやや落
ち着きをとり戻した段階での戦後の経済社会
的状態は、まず何よりも農地改革を初めとし
た農村の変質により、半封建的貧困が徐々に
解消されていくところに典型をみることがで
きる。これに伴って都市でも半封建的出稼ぎ
労働者に代わって、近代的労働者の貧困が問
題になり、戦後の民主主義・労働運動の発
展・経済復興と相まって、昭和30年代の復興
期から40年代の高度成長期へと向うのである
が、昭和20年代にはまだ日雇労働者を中心と
した貧民街・ドヤ街が大きなウェイトを占め、
犯罪非行をはじめ覚醒剤やメチル禍、売春な
どの温床になっていた。たとえば飯場の日雇
労働者たちが安く売られてきた娘を薄汚い売
春宿に求め、そのわずかの金のために単純窃
盗に至ったり、あるいは性病やメチル禍に犯
されたり、行き倒れになったりしていくので
あった。

少年非行がピークに達する昭和26年にはサン
フランシスコ条約が発効、その頃から戦後
の著しい混乱はようやく立ち直りをみせ、朝
鮮戦争の特需も加わって経済は活気をさえみ
せてくる。外食券なしでうどん・そば等が外
食できるようになり、配給外の食事や飲食が
少しずつ復活してきたのもこの頃からである。
なお当時はあまり大きくはとりあげられてい
ないが、すでに生活環境上の諸問題は、イタ
イタイ病の発見、宇部市のばい煙被害など

が起こっており、昭和31年の水俣病発生へと
至っているがもちろん対策はほとんどされて
いない。ちなみに昭和29年にはビキニの第5
福竜丸被爆事件が起こり、昭和30年に第1回
原水禁大会が開かれている。

ここで（総括を先どりする形になるが）戦
後を単に貧困と生活上の混乱・生存競争と
いった視点からだけとらえられない側面にも
ふれておくべきであろう。価値の混乱や無規
範（アノミー）は全ての病理の背景に見い出
される。伝統的価値観の崩壊はさらにのちの
時代になってようやく本格化してくる面が強
いが、しかし戦前戦中の価値の急激な崩壊は、
この時期に深い心理的な影響をもたらしてい
たとみななければならない。主として中流以上
のインテリ層において、ニヒリズムやデカダ
ンスの徴候が強く、それが家族その他の密接
な人間関係の崩壊の不安と共に病理の深層を
形成していたとみられるケースがかなり多い。
自殺やヒステリーの中にはこうした背景をも
ちながら社会的には目標の喪失、地位や役割
の喪失、失業その他、落伍の不安といった意
識を全面に出していたケースがかなりある。

以下こうした背景をもふまえながら自殺、
非行一般、暴力団、薬物、売春のそれぞれに
ついて、みていくことにしたい。

〔20年代の諸病理〕

自殺は急増し、とくに貧困、飢餓ゆえの一
家心中は、まさに戦後の混乱期を象徴してい
た。（敗戦による軍人の自決等は相当数にの
ぼるが、民間でもかなりの数に達する。）

しかし一方では、心理的葛藤要因の強い自
殺も急増していった。戦後の日本の自殺率が
高位を占める原因は、青年層（とくに女子）
の自殺が激増したためであることが指摘され
ている。（昭和20年代末には自殺率世界1
位。）おそらく社会的価値の転倒、社会的葛
藤（家族制度の崩壊を含む）がとくに女子青
年に敏感に反映したとみるのが一般的な見解

である。売春などに転落した女性の自殺、若年男女の自殺も多く、太宰治の情死にみられるような心中もかなりの数にのぼっている。

犯罪・非行では、少年犯罪が激増して昭和26年のピークをむかえた。罪種別には、たとえば樋口（1953）の少年院収容少年の研究があげられる。戦前に比して窃盗の率が高く、強盗は明らかに増大しているが、一般に統計上の問題があるので十分な比較は困難である。第一審有罪少年の比較では、窃盗、強盗、恐喝その他財産犯、暴力犯の数は10倍近くにも達している。また非行の集団化も特徴として指摘されており、とくに強盗は単独犯より共犯が圧倒的に多い。この共犯化の傾向はその後もさらにすすんでいくことになる。（少年に関しては、昭和24年に新少年法が施行され、それまで少年審判所において扱われていた少年事件は家庭裁判所に移され、同時に少年鑑別所却ち、当時の観護所が新設された。）

一方成人を含めた犯罪全体に関して、竹村（1953）は猥せつ、強姦はむしろ減少し、強盗が増大した点をとくに注目している。強盗盗全体として隠匿軍需物資や闇市に流れた諸々の品物をめざして、徒党を組んでおしかけることから、次第に一般の民家や商店を襲うことに発展していったことが指摘されている。闇屋集団も強盗盗の母体であった。（これに対して放火、詐欺、横領はあまり増加していない）。

竹村はなお戦後の有名犯罪として、ミス東京と行方をくらました鉱工貿易公団の早船事件、金閣寺全焼事件その他をあげているが、とくに日大強盗事件の後、愛人と行方をくらました19才の山際青年が逮捕されて「オー・ミステイク」とおどけてみせたことなどが「アプレゲール」の犯罪として注目を集めたことは周知の通りである。

暴力団すなわちヤクザは戦後、華々しく復活してきた。的屋の著しい進出と、新興愚連隊の形成が大きな特徴をなす。このほか新聞

記事をネタに収入を得る暴力団や、炭鉱に寄生する暴力団などが目立ってきた。（岩井1963）

西原春夫（1983）によれば、戦後の露店商の急激な発生は、とくに的屋の活動を頂点にまで高めた。的屋は、「焼跡や不在地主の土地を不法占拠し、他の集団と争いつつ勝手になわ張りを設定して法外なショバ銭（地面代）、ゴミ代（清掃料）等を取り立て、闇金融を動かし、絶えず暴力事件をひき起こすなど、博徒に劣らぬ無法暴力集団であることをはっきり世人に印象づけたのであった。」

こうした暴力団の活動に対して、昭和22年に団体等規正令による組織解散が命じられ、以後数次にわたる暴力団狩りが続けられたが、組織の方も（子分が身代わりになるなど）組織の温存をはかってきたものである。また的屋に関しては、露店の整理、取締りの強化などによって対策がとられていったが、朝鮮戦争後の好況・繁栄の波に乗って再び活発化、歓楽街が彼らの新しい財源となっていた。

概にこのように戦後はヤクザが秩序の混乱に乗じて大幅に勢力を伸ばした時期であると同時に、ヤクザ自身の間でも伝統の混乱、新旧勢力の交替が始まろうとしていた時期だといえる。一方少年不良集団の増大はいっそう顕著で、それもはじめは浮浪児集団や貧困の背景の強い窃盗集団が前面に出てはいたが、やがていわゆるぐれた「チンピラ・愚連隊」的集団の横行が目立ち、これがある程度成人ヤクザ組織とも結びつきながら、次第に歓楽街を中心に発展していった。

売春も同じく繁華街を中心にはでになり、一応は取締りの対象になっていたが、いわゆる「赤線地区」は半合法的に残り、その他様々な形で廃墟に復活した。加えて米軍人相手の「洋パン」が、基地周辺や歓楽街にあふれた。そして経済の回復とともに、バー、キャバレー、ダンスホールなどが多種多様の売春形態を発達させ、これらが次第に伝統的

な売春宿にとってかわっていった。当時の売春婦は赤線地区の「集娼」を除いては、非合法青線地区の「散娼」、「娼家売春婦」、「自前売春婦」、「じかびき売春婦」（狭義の街娼）、その他外人相手の「バタフライ」、「オンリー」などに分類される。

薬物関係では戦後、非行・暴力団と密接に関連して覚醒剤が流行した。もちろん犯罪と関係のない覚醒剤や、戦後混乱期のアドルム、カルモチン等の乱用も一部インテリ層にみられ、田中英光のアドルム自殺等も有名であるが、多数を占めるには至っていない。また後述するように麻薬禍はこうした混乱の中でも大事には至らず、むしろ次の時期に若干増えはじめる。覚醒剤は戦時中の軍隊から放出されて密造、密売されていた。その製法も簡単で、ひと間の隠れ家でも十分可能であり、民家やパチンコ店などでごく安く手に入れることができた。昭和28年ごろは全国で50万人以上の使用者がいたと推定される。多くは静脈注射で即効的昂揚感を味わうことができたが、習慣性・中毒性も強く、また精神病様幻覚症状を伴うものも稀ではなかった。非行少年の間に一種の集団同一視のシンボル等として蔓延した。

公式統計としては、昭和26年の「覚醒剤取締法」による成人、少年全体の検挙人員の推移をみることになるが、昭和26年は、法制定後の半年間で17,000人余が検挙され、29年には実に50,000人以上が検挙されている。覚醒剤乱用の第1次ピークを示すものであるが、その後罰則の強化と、取締りの強化により、30年代にはいと激減するに至った。非行集団の中でも、ボスが覚醒剤を諦め、このため集団の大部分の者がヒロポンをやめたという例もある。その一部は次期の麻薬、睡眠剤等に転向することになる。

なお以上のほか、いわゆる前近代的病理もこの時期までは多く、たとえば貧しい農家の子女が（家出のケースも含めて）都市売春の

供給源でもあった。児童の酷使、年少労働ゆえの不就学、非衛生などが都市にも多くみられた。前近代的離婚も多く、地方の習俗や迷信ゆえの人権無視、宗教病理、犯罪などもまだ多かった。また田舎型の葛藤犯罪も多かった。これらが本格的に減少していくのは次の時期からである。

〔戦後復興期〕

昭和30年代は少年非行の再増加、売春禁止法の実施、覚醒剤の激減と睡眠薬遊びのはじまり等によって特徴づけられる。戦後の混乱もようやく落ち着き、昭和30年には「神武景気」ということばも登場。国民総所得および消費はまだ貧しかったものの、昭和30年における伸びは前年の2倍以上になっている。街頭にはテレビが出現し、ロックンロールなどの流行もみるに至る。消費的には三種の神器（白黒テレビ、洗濯機、電気冷蔵庫）が次第に普及していく時期である。33年には景気後退、以後経済引き締めがなされていくが、35年の安保改訂を前後に情報化指数、エネルギー量、自動車台数急増などがみられ、39年の新幹線開通、東京オリンピックへと経済成長がなされていった。進学率の上昇、受験体制の強化、経済優先の政策とその社会的風潮が定着し、また経済的發展に伴って大都市への青少年の流入が目立ってきた。それに伴って少年非行をはじめ、労働過重、心身の非衛生、その他児童、青少年の社会病理にも特殊な形態がみられた。

こうした中で、競争や新旧価値観の葛藤、家族の変ぼうなどに伴い、また生活の安定などに伴ってであろう、神経症受診率は30年代を中心に増加し、高度成長期を含めて、強迫神経症を中心とした先進国型情緒障害が多くなってきたとみなせる。「ノイローゼ」ということばが流行したのも30年代初めごろからである。

一方離婚率はこの時期（38年千人当り

0.73) に戦後最低を記録してから増加を開始する。おそらくは、伝統的な家中心、男性中心の離婚が終わりをつげてきたのであろう。ただ個人の自由意志に基づく（とくに女性の側からの）近代的離婚がはっきり増加しはじめるのは、次の40年代以降だとみた方がよさそうである。

自殺は全体として昭和33年に戦前、戦後を通じて最高率（自殺死亡率、人口千人当たり25.7）を記録したのち、34年以降減少し昭和42年の最低（14.2）にまではほぼ一貫して減少していく。34年以降のいわゆる岩戸景気やオリンピック景気などによる好況の影響だとみる論が多く、後述するように少年非行の増加と対照的な点もよく指摘されるところである。

（男女別では最高率が男では昭和30年女では昭和33年、最低率は、男女とも42年）。いずれにしても自殺に関しては、30年代初めを除けば、次の高度成長期を一貫して減少・低率（とくに青年層の率の低下）としては特徴づけてよいであろう。なお心中についていえば、戦後全体を通して少なくとも東京23区を例にとる限り、心中発生率は全自殺率とかなり平行しているが、戦後復興期から高度成長期にかけてはズレがあり、とくに戦後混乱期の一家心中にかわって情死が一時増したのち再び親子心中にところを譲るような変化をしている。

成人犯罪は、交通関係を除けば一貫して減少する。38年の吉展ちゃん事件をはじめとする誘拐事件が世間を騒がせはじめたこと、草加次郎の爆発脅迫事件、狭山事件、少年では小松川高校殺人事件などの有名犯罪もあげておくべきであろう。また次の高度成長期を中心に、開発にもとづく犯罪の増減が警察を中心に調査されているが、一般犯罪に関しては、開発に伴う犯罪増加地区と減少地区がともにみられて、一定した結果は得られていない。ただ当然のことながら道路交通関係の業務上過失致死傷は全国的に増加している。（少年

非行については次の高度成長期で述べる。）

一方売春は昭和31年の売春禁止法の成立により画期的な時期を迎える。20年代までは半合法的に存在した吉原などの赤線地区と米軍基地に依存した売春地区は商業的にも栄え、売春婦もその中では比較的生活、情緒とも安定した層をなしていたが、売春禁止法によってすべては非合法となり、売春婦は転業するか、生活・情緒ともに不安定な非合法活動へと潜入していった。東京都民生局（1973）の調査によれば、昭和32年の新宿の赤線、青線地区の集娼1200人のうち423人が帰省し、229人が結婚と半数以上を示している。その他未決定および不明を除いた283人が就職となっているが、別の調査では彼女たちの就職先は半数以上がバー、キャバレー、飲み屋などであり、非合法売春に転じていった者もかなりいたと思われる。

薬物関係については、昭和30年代の特徴を（その前後と区別して）記しておくべきであろう。薬物関係では覚醒剤の取り締り強化による激減にかわって、わずかではあるが麻薬が流行した。ヘロインなどの麻薬患者が昭和30年代前半から若干増加している（昭和37年ピーク）。ヘロイン患者は密輸の関係で大部分横浜や神戸などの主要港の付近に多かった。昭和37年には、厚生省調べによる麻薬常習者はおよそ2000人であり（うち1/4が女性）、そのうち3/4がヘロイン常習者で、主として密輸に関係しているヤクザ、およびそれと関係のある非行者たちだったとみなされる。これに対して残りのモルヒネ系の中毒者は医療の後遺症などが多く、57人は医者自身であった。

（いずれも20～34歳の男性に多かった。官庁統計と重盛による追加調査によると、少年の中毒者の数は低く、男75、女27）。しかし以上は公的統計であり、実際には暗数を含めて昭和30年代後半には、20万人に達する常用者がいたともいわれている。そして昭和38年の罰則強化、強制入院などの対策によってかな

り解決をみているが、大麻、LSDなどは増加を続けていった。

青少年においては、覚醒剤のかわりをなしたものはむしろ睡眠薬遊びであろう。薬物依存としての睡眠薬の常用としては、むしろ成人を含め不眠その他神経症に基づくものがたえず存在し続けてきたわけで、それがこの時期に特に増加したかどうかは疑問である。ここで問題になるのはとくにハイミナールなどの睡眠剤を集団で飲み、睡眠寸前の陶酔感を味わうものであって、とくに中高校の非行集団ないし準非行的遊び集団の間に流行したものである。(日雇い労働者などが酒の酔を強めるために用いたともいわれている。)このほか非行者の周辺にあって単独または数人で服用する者もあり、その中には神経症的不眠者も見出された。なお睡眠薬の市販が制限されたのち、一部鎮痛剤が代わりに用いられたこともある。

以上のように睡眠薬遊びは、特に年少少年の(覚醒剤よりは軽度の)遊びとして始まりながら、非行と結びつき、さらに自殺、事故死の例も多くなって社会問題化し、昭和38年をピークに販売規制などによって下火になっていたものである。

【高度成長期】

前述した戦後復興期は政治的には60年安保を中心として、戦後民主主義が1つの頂点に達した時期でもあるが、これに続く昭和40～47年頃は、高度成長期としてまさに都市化・産業化が急速に進展し、44年GNP世界第2位、経済大国としての発展、国土開発と環境破壊がすすんでいった時期である。

新しい社会病理としてクローズアップされてきた環境問題についてみると、すでに一つ前の戦後復興期から水俣病の続発に続いて、四日市喘息(昭和35年)、阿賀野川水銀中毒発生(昭和38年)があり、また薬害としてのサリドマイド禍(37年)なども問題になって

いた。40年代には工場廃液公害が続出し、新潟水俣病の発生(40年)、光化学スモッグ発生(東京杉並で45年)などがあいついだ。こうした中で政府・行政も公害対応を迫られ42年の公害対策基本法の成立、水俣病やイタイタイ病の公害病としての認定などに至り、46年には環境庁が発足するに至った。

社会的精神的にも、豊かな社会ないし機械化ないし管理化に伴った諸問題が発生してきたといつてよいであろう。住民運動が盛んになり、革新自治体が多くなる一方、1970年前後を中心に学園紛争が頻発した。管理の激化や、無気力無感動などの風潮の中で、とくに若者の心は紆余曲折を辿ることになる。高校進学率は昭和40年代後半には80%以上、大学進学率も3割程度へと伸びている。登校拒否や無気力な神経症状態を示すものが問題になりはじめている。フーテン、ヒッピーなどの増加もこのころを特徴づけるものである。成人を含めた精神病において、うつ病が増大し、精神分裂病を含めて、軽症、非定型、ボーダーラインのものが多くなってくるのもこのころからである。

少年非行はひとつ前の昭和30年代から第2の山を迎えているので、一括して述べておきたい(昭和39年ピーク)。この時期の少年非行の特徴としては、恐喝、傷害などの粗暴犯が多く、性犯罪(とくに強姦)も見逃せない。少年の中でも次第に年少者の率が多くなり、また国民生活の上昇や進学率の増大に伴って生活程度中以上の者、学生生徒の割合、両親健在者の割合が増加している。女子の割合も(おそらくは男女がより平等に近づいたことにより)次第に増加しているが、しかし全体の10%程度である。

少年非行の内容としては、このほかあらたに自動車窃盗などの新しい犯罪が生じてきたことも見逃せない。なお少数ではあるが少年による連続身殺事件や級友首切事件、新幹線爆発未遂なども世間の注目を集めたところで

ある。(新左翼過激派による爆発事件なども相つぎ、とくに連合赤軍殺人事件などは注目されたところである)。

以上のように高度成長期と少年非行の暴力化という結びつきは、犯罪社会的にはほぼコンセンサスを得ているところであるが、しかし一方40年代ごろから動機や目的のはっきりしない無気力な青少年による非行が目立ちはじめていたことも記しておかなければならないであろう。これは次に述べるシンナー遊びの少年たちの人間像でもあり、次の低成長期の社会病理への移行を示していたとみられるものである。

薬物関係では、シンナーなどの有機溶剤関係の非行が、この時期に少年の間に流行しはじめた。シンナー遊びは昭和40年代ごろから死亡事故なども頻発して問題にされるようになり、年を追うにつれて急増して昭和50年代以降にまで及んでいる。警察庁の統計によれば、死亡件数も乱用死・自殺を含めて、44年には最高の161に達している。その後47年以降、「毒物及び劇物取締法」によって規制がなされて減少しているが、トルエンやニスなどが規制対象に含まれず、問題は残っていくことになる。

大川力(1975)は、シンナー遊びが覚醒剤、麻薬とは異なり、犯罪・非行とのつながりをもつ一方、遊びの要素が強く、また単独の吸入者にみられるように非社会的、ないし脱社会的傾向をもつ場合が少なくないとみている。集団非行者でシンナー遊びをしている少年たちの中にも、無気力型の「脱社会的」とみられる型の多かったことは筆者も体験している。

なお法務省の研究(1973)は、前に述べた睡眠薬使用少年の場合と同様、少年鑑別所収容非行少年の中のシンナー使用者(昭和47年43.3%)の特徴としてシンナーからボンドへの移行の多いこと、半強制的にすすめられたものがやがて自らの遊びに変わっていくこと、

年とともにポリ袋などを使用するに至っていることなどをあげている。なお法務省の昭和43年の調査では、14歳頃から始まって17歳が最高であり、精神障害者の率は低いが、性格特徴として依存性のほか、自己顕示、意志薄弱、未成熟などの特徴がみられている。

一般に有機溶剤使用は、ひとつ前の時期の睡眠薬遊びの代償ないしその延長として(とくに年少少年の)犯罪の底辺をなす集団の遊びとしての特徴を強くもち、麻薬や覚醒剤ほど本格的に非行的ではなく、むしろ非社会型の単独使用との接点を多くもっていたものと考えられる。そして非行集団やフーテン族の遊びから次第により軽度の一般少年の遊びにまで拡大し、次の昭和50年代にまでひき継がれていったものとみなければならない。

以上戦後復興期から高度成長期にかけての社会病理をどのように総括するかは、いわば先進国の近代社会病理をどのようにとらえるかという根本問題を含んでいるだけに、困難な問題である。公害等の新しい病理の問題はともかく暴力非行を中心とした少年非行の増加、一般成人犯罪の減少ないし安定、自殺の減少、前近代的離婚の減少ないし終焉(近代的離婚増加の兆し)、および少年の睡眠薬・有機溶剤遊び等々といった特徴の中に、われわれははたして何を感じとるであろうか。高度成長期を中心とした一般的繁栄とその陰に潜む不安・欲求不満、それによる一般的攻撃性や、逆に無気力の芽ばえ等を感じとっていた人は多いであろうし、事実多くの評論がそうした点を中心に様々なニァンスの論議を展開していた。一方では経済成長に向かったの活力と、なりふりかまわぬ国家的活動をみせながら、その陰で確実に進歩や管理への疑いと不満が噴出し、他方では噴出もままならずに内向しはじめていた複雑な社会心理もわれわれは体験してきた。それは経済的にも精神的にもより内向しはじめる次の時代への前兆

であったかもしれない。あるいはより本質的に次の時代へと受け継がれていく「文明の病理」そのものを根底にもったものであったかもしれない。

[参考文献]

岩井弘融 (1963) 病理集団の構造, 誠信書房
磯村英一 (1954) 社会病理学, 有斐閣

大川力 (1975) 薬物乱用 (安香・麦島, 犯罪心理学に収録)
竹村寿 (1953) 少年犯罪の社会学的研究, 司法資料 6・4
東京都民生局 (1973) 東京都の婦人保護
西原春夫 (1983) 犯罪各論, 筑摩書房
樋口幸吉 (1953) 戦後における非行少年の精神医学的研究
法務省 (1971, 1973) 法務総合研究所紀要

表1 少年主要罪種別検挙人員比年次比較 (昭和26年を100とした場合の指数)
(国警統計書により作成)

	殺人	強盗	放火	強姦	恐喝	窃盗	詐欺	横領	賭博	わいせつ
昭和11年	34	14.2	61	13	—	24	68	112	89	23
16	23.8	19.9	58	16	—	29	42	68	137	55
19	39.3	20.1	41	19	—	43	36	37	361	127
21	55.3	132.3	37	17	—	69	66	36	205	86
25	82	132	107	99	—	88	131	101	147	136
30	77	92	74	138	112	60	67	76	20	135
35	95	124	83	280	393	71	47	45	17	319
40	76	91	65	284	371	94	29	30	37	467
45	45	51	62	146	189	78	13	26	20	338
50	21	33	51	887	171	88	9	105	14	182
55	10	36	67	63	112	130	9	345	16	173
59	17	31	73	48	195	148	12	584	16	171
60	23	25	55	44	197	149	12	640	9	196

表2 薬物事犯の検挙状況

(昭和26年～60年)

年次	覚せい剤取締法		麻薬取締法		あへん法		大麻取締法	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
昭和26年	…	17,528 (…)	1,524	2,208	…	…	18	24
27	…	18,521 (…)	1,190	1,642	…	…	39	51
28	…	38,514 (…)	1,030	1,462	…	…	8	9
29	53,221	55,664 (…)	1,527	2,092	25	30	16	17
30	30,670	32,140 (…)	1,280	1,753	157	181	42	52
31	4,876	5,047 (…)	1,060	1,575	128	140	27	33
32	787	781 (…)	1,013	1,365	144	173	25	29
33	268	271 (…)	1,616	2,073	63	76	7	13
34	332	372 (…)	1,394	1,714	137	147	28	30
35	426	476 (…)	1,667	1,987	310	315	9	10
36	459	477 (…)	2,023	2,442	190	199	22	24
37	530	546 (…)	1,773	2,176	203	208	34	34
38	1,061	971 (…)	2,135	2,571	402	417	144	147
39	973	860 (…)	707	792	419	425	158	164
40	885	735 (…)	1,035	1,090	890	902	255	259
41	847	694 (…)	899	974	917	920	157	158
42	841	675 (…)	592	658	702	705	301	298
43	1,091	775 (…)	298	361	1,136	1,148	392	410
44	915	704 (…)	210	239	377	377	426	413
45	2,453	1,618 (…)	212	245	230	230	707	733
46	4,431	2,634 (356)	256	229	207	202	831	717
47	7,702	4,777 (645)	354	341	253	251	853	726
48	14,260	8,510(1,212)	455	429	310	287	779	761
49	9,771	6,119 (859)	436	393	176	171	781	720
50	13,590	8,422(1,178)	268	232	158	140	971	909
51	17,929	10,919(1,556)	195	165	184	185	1,064	960
52	24,022	14,741(2,251)	201	125	191	191	1,225	1,096
53	30,287	18,027(2,964)	136	102	140	142	1,711	1,253
54	31,991	18,552(3,086)	147	103	217	217	1,573	1,314
55	33,808	20,200(3,169)	241	158	269	264	1,745	1,433
56	36,855	22,331(3,677)	144	98	261	262	1,696	1,346
57	38,231	23,719(3,864)	169	100	273	270	1,550	1,244
58	37,562	23,635(4,059)	129	89	406	408	1,593	1,231
59	37,739	24,372(4,384)	223	132	201	197	1,715	1,391
60	36,115	23,344(4,236)	168	138	449	443	1,597	1,273

注：犯罪白書61年版による

表3 シンナー等濫用少年の学職別補導人員
(犯罪白書 昭和51, 54, 61年による)

年次	総数	学生・生徒	有職少年	無職少年
昭和43年	20,812	8,933	6,733	5,146
44	31,028	11,639	12,004	7,385
45	40,045	15,372	16,493	8,480
46	49,587	19,247	19,878	10,462
47	36,054	13,878	14,498	7,678
48	16,220	5,966	6,986	3,268
49	21,107	8,380	8,756	4,001
50	36,968	15,251	13,687	8,030
51	37,046	14,774	14,411	7,861
52	32,578	12,230	12,902	7,446
53	39,615	14,842	15,414	9,359
54	40,433	15,372	15,540	9,521
55	45,161	15,898	17,709	11,554
56	43,536	15,443	16,401	11,692
57	49,638	19,696	16,435	13,507
58	51,383	21,091	15,319	14,973
59	46,636	17,408	14,109	15,119
60	43,713	14,677	13,270	15,766

表4 売春防止法違反検挙(送致)人員の推移
(犯罪白書 56年版による)

年次	総数	5条違反	6条違反	その他
昭和33年	14,896	8,906	2,300	3,690
34	19,600	14,149	2,610	2,841
35	17,045	12,480	2,103	2,462
36	14,693	10,741	1,858	2,094
37	13,119	9,680	1,625	1,814
38	11,803	8,513	1,432	1,858
39	11,797	8,137	1,614	2,046
40	11,385	7,729	1,611	2,045
41	9,580	5,927	1,558	2,095
42	8,216	4,850	1,452	1,914
43	7,913	4,332	1,402	2,179
44	6,361	3,329	1,380	1,652
45	5,833	3,180	1,248	1,405
46	5,111	2,769	1,185	1,157
47	4,199	2,259	909	1,031
48	3,321	1,821	703	797
49	3,075	1,588	721	766
50	2,983	1,576	748	659
51	3,097	1,565	664	868
52	2,629	1,336	674	619
53	2,268	1,017	604	647
54	2,223	960	572	691
55	2,205	880	506	819

表5 暴力団検挙人員の推移
(犯罪統計書より作成)

年次	総検挙人員	博徒	的屋	青少年不良団	会社ごろ	新聞ごろ	炭鉱暴力団	売春暴力団	港湾暴力団	その他	暴力常習者
昭和23年	12,090	2,021	2,086	2,678	—	245	250	—	—	4,810	—
28	11,175	778	1,723	3,076	—	53	32	—	—	5,538	—
29	34,419	2,544	1,750	10,962	468	183	—	—	—	18,512	—
30	55,783	2,589	1,828	21,640	492	176	—	—	—	29,058	—
31	8,207	3,517	2,777	29,983	395	228	—	—	—	45,224	—
35	56,780	6,229	6,190	22,525	57	103	259	622	154	20,641	—
40	56,704	14,069	7,842	11,032	55	53	135	582	548	22,388	—
45	42,815	15,051	9,498	6,815	88	36	76	447	191	10,613	—
50	53,058	19,335	8,531	4,661	77	17	16	466	32	1,998	17,925
55	52,247	21,482	8,167	4,972	132	10	1	153	27	1,399	15,894
59	49,519	22,891	8,468	6,125	116	8	7	142	20	1,648	10,094

昭和31年は例外的に高い値になっているので、とくに記した。

なお、昭和20年代は警察庁統計で「青少年不良団」の代わりに「愚連隊」と記載されるなど分類も若干異なる。